

新規就農スタートアップ支援力強化事業

～あなたの就農をサポートします！～
中古ハウス補修費・新設ハウスの導入・農地賃借料を補助

1 事業メニュー

項目	貸出ハウス整備支援事業	優良農地貸付支援事業
事業内容	くまもと農業経営継承支援センター※が行う移譲希望者と継承希望者のマッチング後、県認定研修機関等が、就農者に貸出するためのハウスを整備する経費を補助する ※(一社)熊本県農業会議が主たる事務局を務める継承を支援する相談機関	認定新規就農者が、農地中間管理事業を活用して借受ける農用地の賃借料を補助する
事業実施主体	県認定研修機関 NPO法人熊本県就農支援機関協議会	公益財団法人熊本県農業公社
補助内容	中古ハウスの補修(ハウス基礎、パイプ、水平ばり、筋かい、谷柱、被覆資材、付帯設備等の交換・補強)、移設(解体、組立、運搬に係る業者請負費)、補修・移設に併せて行う暖房機等ハウス付帯設備の導入(付帯工事を除く) ※1 自家施工労務費、中古ハウス等の取得費用は補助対象外とする ※2 事業主体が一般課税事業者の場合は、補助対象に消費税を含まない ※3 マッチングを経て必要とする施設等がない場合は、特例として新設も対象とする	農用地利用配分計画の始期が事業実施年度の4月1日以降であり、かつ認定新規就農者から県公社への賃借料の支払時期が事業実施年度の9月15日、10月15日、1月15日、2月15日に設定され、利用権の存続期間が5年以上である農地賃借料
補助額上限	ハウス貸付先就農者1者あたり 2,500千円 (補助対象事業費の1/2まで)	1 施設園芸を行う農用地 19,500円/10a、年2 施設園芸以外を行う農用地 7,500円/10a、年 ※1 補助額は賃借料の1/2以内又は以下の額のいずれか低い額が補助額とする ※2 補助期間は1年限りとする
交付要件	1 園芸施設共済等に加入すること 2 ハウス貸付先の就農者が下記要件を全て満たすこと (1) 事業実施年度に県内に新規就農する者又は県内の就農5年目までの者(令和2年度以降本事業の採択を受けたことがある者は除く) (2) 認定新規就農者であること(独立自営就農に限る) (3) 前年の総所得が600万円以下の者	(1) 事業実施年度に県内に新規就農する者又は県内の就農5年目までの者 (2) 認定新規就農者であること(独立自営就農に限る) (3) 前年の総所得が600万円以下の者

2 申請の流れ

1 貸出ハウス整備支援事業



2 優良農地貸付支援事業



<問い合わせ先>

- ◆優良農地貸付支援事業
- ◆事業全般

公益財団法人 熊本県農業公社(TEL096-213-1234)
熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課(TEL096-333-2432)